

東北地方太平洋沖地震・長野県北部を震源とする地震により 被害を受けられた皆様へ

このたびの地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、このたびの地震により被害を受けられた皆様のご契約に対して、下記のお取り扱いを実施することをご案内申し上げます。

1. 災害による入院等給付金および死亡保険金の全額お支払いについて

医療保険 普通保険約款上には地震等による給付金等を免責事項としている規定がありますが、今回はこれを適用せず、災害による入院等の給付金を全額お支払いすることといたします。
また、死亡保険については、普通保険約款にしたがって保険金を全額お支払いいたします。

2. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、このたびの災害による影響によりお払込みが困難な場合、ご契約者様のお申し出により保険料のお払込みを猶予する期間を最長平成 23 年 9 月 30 日まで延長いたします。

3. 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

【お問い合わせ先】

コールセンター

通話料無料 **0 1 2 0 - 7 4 - 8 1 6 4**

(または 0 3 - 3 2 3 5 - 3 0 4 9 <有料>)

午前 9 時～午後 7 時

(日・祝日・年末年始等の休業日を除く)

以 上